

JAバンクJAうつのみやからの **お得な** お知らせ

# JA年金定積 ゆとり

取扱期間 平成29年3月1日(水)～平成30年2月28日(水)まで

▶▶▶ JAに年金のお受取り口座をご指定いただいた方に ◀◀◀

特別  
金利

年 **0.20%**

3年未満

【税引き後金利:年0.159%】

年 **0.25%**

3年以上

【税引き後金利:年0.199%】

※原則として満期日前解約は出来ません。年金受給者で契約期間中に年金振込口座の指定が継続されない場合、またやむを得ず満期日前解約をする場合は、定期積金預入時点の店頭金利にもどし預入期間に応じた中途解約利率での解約となります。

※平成49年12月31日までは、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。

※満期日以降の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

※税引き後金利は小数点第3位未満切捨てで表示しております。

※店頭の商品概要説明書をご用意しております。

※取扱店舗でお申込みの場合でも、お住まいが遠方等の理由によりお断りさせていただく場合があります。あらかじめお近くの店舗までお問い合わせ下さい。

※取扱期間中であっても、金利環境等の変化により当JAの判断で予告なくお取扱いを内容変更もしくは中止する場合があります。

ご利用いただける方

- 当JAで年金を受給されている方。
- 当JAに年金振込口座指定の予約をされた55歳以上の方。

対象貯金▶定期積金(定額式) →

毎月掛金▶1万円以上

・年金受給者…年金受給口座からの自動振替  
・年金予約者…原則、年金受給予定口座からの自動振替

お預入期間▶1年以上5年以内 →

お1人様▶掛込限度額300万円まで

※詳しくは、JAの窓口またはJAうつのみやホームページでご確認下さい。

JAうつのみや  
<http://www.jau.or.jp>

担当者

# 商品概要説明書

## 年金定積『ゆとり』

(平成 29 年 3 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日適用)

商品名	・定期積金 (定額式)
ご利用いただける方	・個人 ※当 J A に年金振込口座指定の年金受給者 ※当 J A に年金受取の予約をされた 5 5 歳以上の方
期間	・1 年以上 5 年以内
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 払込総額	・契約期間内で掛金を分割払込、一括払込は出来ません。 ・1 回当たり 1 0, 0 0 0 円以上 ・1 円単位 ・3 0 0 万円以内
支払方法	・満期日以後に一括して支払います。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の 入手方法	・当初契約時の年利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 ・平成 49 年 12 月 31 日までは、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の分離課税となります。 ・窓口でお問い合わせ下さい。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、上乗せ金利の適用は行わず、預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息相当額とともに払い戻します。 ○初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日における普通貯金利率 ○初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 〔 約定年利回り × 6 0 % 但し、解約日における普通貯金 金利を下限とします 〕
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支所または総合企画課 (電話 : 028-625-3381) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、栃木県農業協同組合中央会が設置・運営する栃木県 J A バンク相談所 (電話 : 028-616-8555) でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 埼玉弁護士会 ( J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記栃木県 J A バンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または当初契約時の店頭表示の利回り (年 365 日の日割計算) の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。